

事務連絡
令和3年6月18日

各市区町村 衛生主管部（局）及び情報政策担当部（局） 御中
（参考：各都道府県 衛生主管部（局）及び情報政策担当部（局） 御中）

内閣官房副長官補室
内閣官房IT総合戦略室
厚生労働省健康局健康課予防接種室

ワクチン接種証明発行手続 第1回自治体向け説明会の開催について

新型コロナウイルス感染症への対応に日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

政府においては、新型コロナウイルスワクチンを接種した方に対し、予防接種法に基づく法定受託事務の一手続として、市区町村においてワクチン接種証明を交付する手続の検討を進めているところです。つきましては、現時点で検討中の事務処理手続についてのオンライン説明会を開催させていただきますので、御参加のほど何卒宜しくお願い致します。

別紙にて接種証明発行手続の概要について記載しております。こちらをご確認いただき、必要に応じて関係部局のご担当者様にもお声がけの上、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 日時
令和3年6月25日(金) 11:00~12:00
- 2 開催方法
ZOOM を用いたオンライン形式での開催
※ZOOM をインストールできない場合は、ブラウザより御参加をお願い致します。
※事前登録は不要です。
※接続用 URL は、後日改めてご連絡致します。
- 3 議事（予定）
 - ・ ご挨拶
 - ・ 接種証明書発行事務についての説明

4 質問・問合せ

説明会では、時間の都合上、質疑の時間は設けません。説明会でご説明した事項についてのご質問やご意見は、説明会後に本連絡末尾に記載のメールアドレス宛にお送り下さいますようお願い致します。いただいたご質問やご意見については、後日説明会で回答させていただきます予定です。

5 その他

- ・後日、説明会に先だって資料を事前送付させていただきます。
- ・接続可能数に制限があるため、1自治体当たり1接続とし、参加者が同じ会場で傍聴するなどの方法で御対応願います。
- ・説明会の資料は、後日 Web サイトに掲載する予定です。

連絡先

内閣官房副長官補室（コロナワクチン接種証明担当）

船木・眞弓・鶴野・三宅・大石

メールアドレス：vaccinercert.t9j@cas.go.jp

別紙 新型コロナウイルスワクチン接種証明の発行手続について（案）

1. 接種証明とは

予防接種法に基づいて市区町村で実施された新型コロナウイルスワクチンの接種記録を、接種者からの申請に基づき、交付するもの

2. 発行主体

予防接種を実施し、個人の接種記録を管理する市区町村において、予防接種法に基づく臨時予防接種（法定受託事務）の一
手続として発行する

3. 証明内容

接種証明には、新型コロナウイルスワクチンの接種記録（ワクチンの種類、接種年月日など）と接種者に関する事項（氏名、生年
月日など）を記載する

※証明内容の詳細については、今後、諸外国の動向等を踏まえて決定

4. 発行手続の概要

- ①窓口または郵送で申請を受理（将来的には電子申請を可能とすることを目指す）
- ②ワクチン接種記録システム（VRS）を使用して審査・入力
- ③窓口または郵送で証明書を交付（当面、書面での交付とし、将来的には電子化を目指す）

※当面、用途を国外利用に限定し、交付請求時には旅券の提示を必須とするとともに、真に必要な場合のみ取得するよう周知広報

5. 実施時期

本年7月中下旬を目途に書面での交付が可能となるよう準備を進め、交付開始時期は諸外国との調整状況を踏まえて確定